

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 5年 6月 29日

高知県知事 濱田 省司 殿

提出者

住 所 高知県四万十市中村弥生町68番地

氏 名 中山興業株式会社

代表取締役 中山 清暉

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0880-34-2221



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	令和3-4年度 四万十川右岸・中筋川維持工事(他10件)
事業場の所在地	四万十市(高知市内を除く高知県内他2件)
事業の種類	建設業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	890t	全処理委託量	890t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	851t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

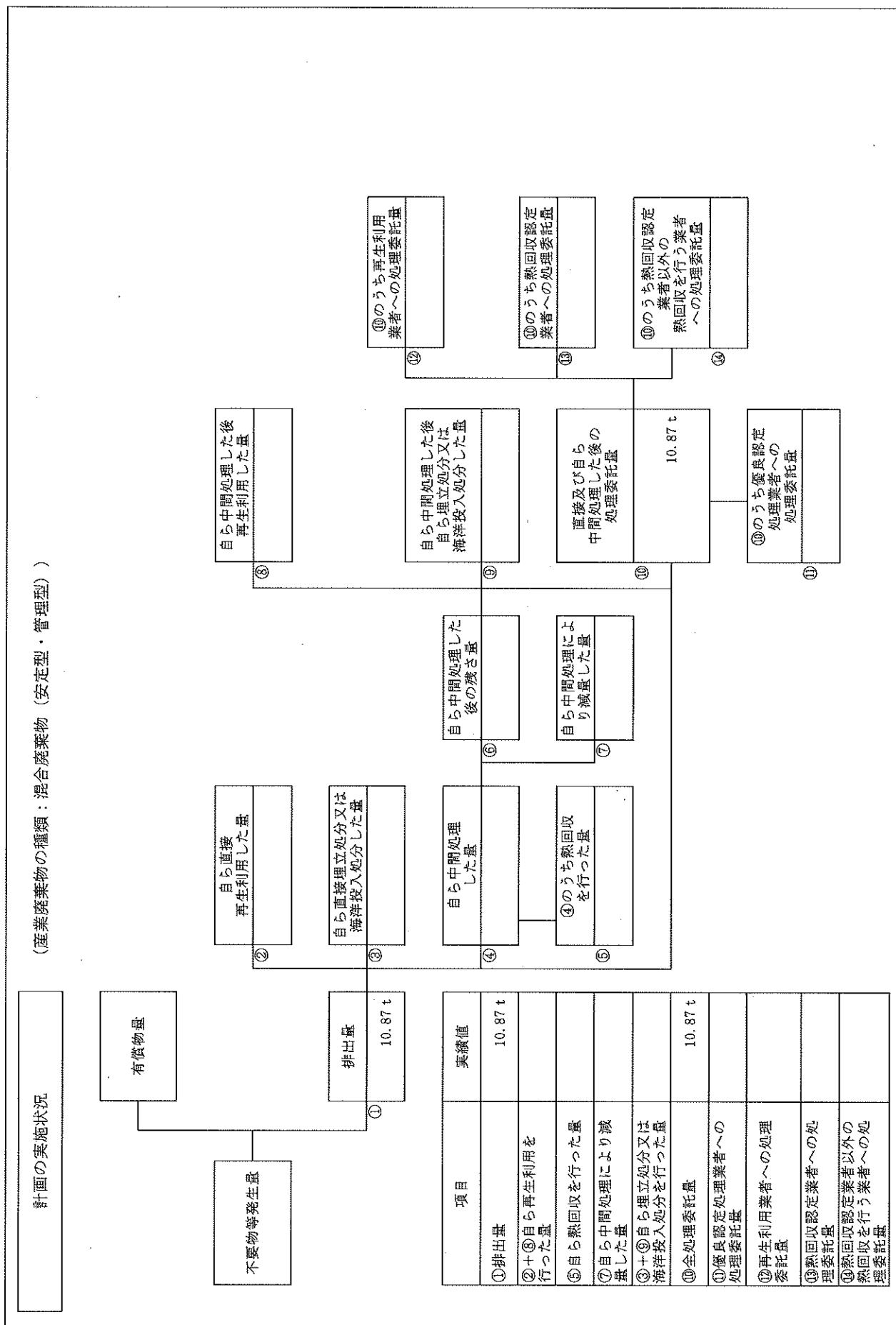
計画の実施状況		(産業廃棄物の種類:木くず)		
有機物量	不要物等発生量	排出量	① 288.03 t	
自ら直接再生利用した量	②	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	③	
自ら中間処理した後再生利用した量	④	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑤	
自ら中間処理した後の残さ量	⑥	自ら中間処理により減量した量	⑦	
④のうち熱回収を行った量	⑧	直接及び自ら中間処理した後の残さ量	⑨	
⑤自ら熱回収を行った量	⑩	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑪	
⑥自ら中間処理により減量した量	⑫	⑪のうち優良認定業者への処理委託量	⑬	
⑦自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑭	⑭のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑮	
⑧全処理委託量	288.03 t	⑯	⑯のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑰
⑨優良認定業者への処理委託量	288.03 t	⑱	⑱のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑲
⑩再生利用業者への処理委託量	288.03 t	⑳	⑳のうち熱回収認定業者への処理委託量	㉑
⑪熱回収認定業者への処理委託量	288.03 t	㉒	㉒のうち熱回収認定業者への処理委託量	㉓
⑫熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	288.03 t	㉔	㉔のうち熱回収認定業者への処理委託量	㉕

(第2面)

(第2面)

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類：廃プラスチック類(露タイヤを含む))	
有償物量	① 排出量 14.00 t	自ら直接 再生利用した量 ②	自ら中間処理した後 再生利用した量 ③
不要物等発生量	自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量 ④	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑤	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑥
	自ら中間処理 した量 ⑦	自ら中間処理によ り減量した量 ⑧	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑨
	⑨のうち熱回収 を行った量 ⑩	自ら中間処理によ り減量した量 ⑪	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑫
	⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量 ⑬	自ら中間処理によ り減量した量 ⑭	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑮
	⑭のうち熱回収認定 業者への処理委託量 ⑯	自ら中間処理によ り減量した量 ⑰	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑱
	⑰のうち熱回収認定 業者への処理委託量 ⑲	自ら中間処理によ り減量した量 ⑳	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ㉑
	㉑のうち熱回収認定 業者への処理委託量 ㉒	自ら中間処理によ り減量した量 ㉓	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ㉔
	㉓のうち熱回収認定 業者への処理委託量 ㉕	自ら中間処理によ り減量した量 ㉖	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ㉗
	㉖のうち熱回収認定 業者への処理委託量 ㉘	自ら中間処理によ り減量した量 ㉙	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ㉚
	㉙のうち熱回収認定 業者への処理委託量 ㉛	自ら中間処理によ り減量した量 ㉜	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ㉝
	㉜のうち熱回収認定 業者への処理委託量 ㉞	自ら中間処理によ り減量した量 ㉟	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ㉟
	㉟のうち熱回収認定 業者への処理委託量 ㉟	自ら中間処理によ り減量した量 ㉟	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ㉟

(第2面)



計画の実施状況		(産業廃棄物の種類: 金属くず)	
不要物等発生量	有償物量	排出量	① 0.06 t
		自ら直接 再生利用した量	②
		自ら中間処理した後 再生利用した量	③
		自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	④
		自ら中間処理した後 の残さ量	⑤
		自ら中間処理による 減量	⑥
		自ら中間処理した後 の残さ量	⑦
		直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	⑧
		0.06 t	⑨
		⑩のうち熱回収 を行った量	⑩
		⑪のうち熱回収認定 業者への処理委託量	⑪
		⑫のうち優良認定 業者への処理委託量	⑫
		⑬のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	⑬
項目	実績値		
①排出量	0.06 t		
②+③自ら再生利用を行った量			
⑤自ら熱回収を行った量			
⑦自ら中間処理により減量した量			
⑨+⑩自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量			
⑪全処理委託量	0.06 t		
⑫優良認定業者への処理委託量			
⑬再生利用業者への処理委託量			
⑭熱回収認定業者への処理委託量			
⑮熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類: 紙くず)	
①	排出量 0.90 t	② 自ら直接 再生利用した量	③ 自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量
④	自ら中間処理 した量 0.90 t	⑤ 自ら中間処理した 後の減さ量 0.90 t	⑥ 自ら中間処理した 後の減さ量 0.90 t
⑦	④のうち熱回収 を行った量 0.90 t	⑧ 自ら中間処理によ り減量した量 0.90 t	⑨ 直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 0.90 t
⑩	⑤+⑦ 自ら熱回収を行った量 +自ら中間処理により減 量した量 0.90 t	⑪ ⑩のうち熱回収認定 業者以外の業者 への処理委託量 0.90 t	⑫ ⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量 0.90 t
⑬	⑪+⑫ 全処理委託量 0.90 t	⑭ ⑪のうち燃費認定 処理業者への 処理委託量 0.90 t	⑮ ⑪のうち燃費認定 処理業者への 処理委託量 0.90 t
⑯	⑬+⑭ ⑪+⑫+⑭ 全処理委託量 0.90 t	⑰ ⑯のうち熱回収認定 業者以外の業者 への処理委託量 0.90 t	⑱ ⑯のうち熱回収認定 業者への処理委託量 0.90 t
⑲	⑯+⑰ 0.90 t	⑳ ⑲のうち再生利用業者への 処理委託量 0.90 t	㉑ ⑲のうち熱回収認定 業者への処理委託量 0.90 t
㉒	㉑+㉑ 0.90 t	㉓ ㉒のうち再生利用業者への 処理委託量 0.90 t	㉔ ㉒のうち熱回収認定 業者への処理委託量 0.90 t
㉕	㉓+㉔ 0.90 t	㉖ ㉕のうち再生利用業者への 処理委託量 0.90 t	㉗ ㉕のうち熱回収認定 業者への処理委託量 0.90 t
㉘	㉖+㉗ 0.90 t	㉙ ㉘のうち再生利用業者への 処理委託量 0.90 t	㉚ ㉘のうち熱回収認定 業者への処理委託量 0.90 t
㉛	㉙+㉚ 0.90 t	㉜ ㉛のうち再生利用業者への 処理委託量 0.90 t	㉝ ㉛のうち熱回収認定 業者への処理委託量 0.90 t
㉞	㉜+㉝ 0.90 t	㉟ ㉞のうち再生利用業者への 処理委託量 0.90 t	㉟ ㉞のうち熱回収認定 業者への処理委託量 0.90 t
㉟	㉟+㉟ 0.90 t	㉟ ㉟のうち再生利用業者への 処理委託量 0.90 t	㉟ ㉟のうち熱回収認定 業者への処理委託量 0.90 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。